

- 作品募集 向日市観光写真コンテスト…2面
- 相談まとめ……………5面
- 声をお寄せください 市長への手紙…7面
- くらしの情報……………7～9面
- 市民の情報掲示板……………9面
- 街道みちくさウオーク……………10面

◎向日市民憲章◎

1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
1 すぐれた教育と文化を育てましょう
1 きれいな緑と水と空を守りましょう
1 明るいくらしと福祉のまちをぎざぎざしよう
1 働くよるこびと心のふれあいを大切にしましょう
(昭和52年11月3日制定)

●向日市役所 / 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20
☎075 (931)1111 FAX075 (922)6587
HP http://www.city.muko.kyoto.jp/
●編集/秘書広報課(内線240)

防災情報お知らせメール 6月15日から配信

安心・安全のためにご登録をお願いします

市では、防災情報を市民の皆様へ電子メールで配信する「防災情報お知らせメール」を6月15日から開始します。

市民の皆様が安全で安心な生活を過ごしていただくために、向日市域に関わる気象情報、国民保護情報、避難関連情報などの防災情報や緊急のお知らせを、事前に登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンなどに電子メールで配信するサービスです。どなたでもご登録いただけますので、災害に対する備えとして、多くの皆様の登録をお願いします。

※登録は無料ですが、メール受信に係る通信料は利用者の負担となります。
※登録に必要な個人情報は、メールアドレスのみです。情報はこのサービスのためだけに使用します。

- ### 届くのは
- 気象情報(気象警報、気象注意報)
 - 地震・土砂災害等情報(緊急地震速報、震度速報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報など)
 - 避難関連情報(避難準備情報、避難勧告など)
 - 国民保護情報(大規模テロ情報、弾道ミサイル情報など)

災害に強いまちへ

□北部防災拠点完成



寺戸町寺田に北部防災拠点を建設しました。平常時には災害用食料品や消耗品などの備蓄倉庫として、災害発生時には災害対応拠点や避難場所としての機能を持つ施設です。災害時も安全に過ごせるように、今後も、一時避難所の整備を進めます。

□資材整備 中部防災拠点に




市役所に隣接する中部防災拠点は、遮断された道路の復旧に必要な動力ポンプや簡易アスファルトなどの資材を収納し、災害発生時に備えています。

□災害用マンホールトイレを設置



市民体育館南側に災害用マンホールトイレを設置しました。男性用3基、多機能用1基、女性用4基の合計8基あり、簡単に組み立てられます。災害時には体育館南側に設けて、すぐに使用できます。

「防災情報お知らせメール」の登録方法

- QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。
QRコード⇒ 
※QRコード読み取りができない方は bousai.muko-city@raiden.ktaiwork.jp に空メールを送信してください。
- 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。
向日市防災情報お知らせメールサービスの仮登録が完了しました。以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。
[https://raiden.....](https://raiden...)
ここを選択する
- 利用規約を確認してから「次へ」を押します。
向日市防災情報お知らせメール規約
向日市防災情報お知らせメール(以下「防災情報メール」と言います。)の配信を受けるためには、この利用規約に同意の上、所定の手続きにより……
次へ
- 配信を希望する情報を選択して「次へ」を押します(複数選択可)。
ユーザ情報登録
○メールアドレス……………
○配信情報(複数選択可) [必須]
□1 気象情報
□2 気象注意報
□3 地震・土砂災害等情報
□4……………
次へ
- 入力内容を確認し、「登録」を押します。
登録内容の確認
次の設定でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。(登録内容が表示されます)
戻る 登録
- 登録完了です。
登録の完了
向日市防災情報お知らせメールへの登録が完了しました。
※数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。このメールには、登録内容変更・配信解除用のURLが記載されています。

※表示画面はイメージです。
■登録上の注意点■
○迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れない場合があります。muko-city@raiden.ktaiwork.jpからのメールを受信可能なように設定してください。
○受信可能にする設定がわからない方は、お近くの携帯電話販売店でお問い合わせいただくか、向日市ホームページ(「防災情報メールが登録できない方は」)から携帯電話各社の設定方法サイトをご覧ください。

お問い合わせ 防災安全課(内線235)

作品募集 第18回向日市観光写真コンテスト

豊かな表情で語りかける向日市の素顔を表現した新鮮な写真作品を市内外から募集します。
作品は、市の観光案内など向日市のPRに活用します。

- テーマ／向日市の「自然」「祭」「伝統行事」「食」「暮らし」「まちなみ」「史跡」「スポーツ」「風物」「イベント」「健康」などを題材にし、向日市の魅力を表現した作品
- 応募資格／アマチュアに限ります。
- 応募規定／カラープリントまたはモノクロプリント4つ切り(254mm×305mm)、ワイド4つ切り(254mm×366mm)の単体写真で、未発表の作品に限る。電子データでの応募は不可。
- 著作権／応募作品の著作権、使用权は主催者に帰属し、向日市の観光振興やイメージアップに寄与する広報紙、パンフレット、PR用画像データ(CD-ROM)やウェブサイトなどに広く活用します。なお、使用する際、撮影者の氏名は表示しません。申し出がない限り応募作品は返却しません。
- 応募方法／作品の題名、住所、電話番号、氏名、性別、年齢、写真愛好歴、本コンテスト入賞歴・応募歴、撮影年月日・場所、原稿の種類を明記した用紙を作品の裏に貼り、郵送または直接、産業振興課へ。詳しい応募要項は、観光協会ホームページまたはチラシをご覧ください。
- 応募点数／1人5点以内
- 審査委員／佐藤敬二さん(京都精華大学 デザイン学部 教授)ほか5人
- 発表／平成27年1月中旬、本人に通知するとともに市ホームページや観光協会ホームページなどに掲載(予定)

募集期間
8月1日(金)～12月26日(金)まで
(12月26日の消印有効)

- 表彰
 - 入選 13点以内。
さらに、その中から特別賞2点と優秀賞6点を選出【特別賞】
向日市長賞(賞状、楯、賞金3万円)
向日市観光協会賞(賞状、楯、賞金3万円)
 - ビギナー作品賞(賞状、楯、賞金5千円) 2点。
入選以外の作品で、写真愛好歴(自己申告)5年以内かつ過去に本写真コンテスト入賞歴(佳作を含む)が無い方の作品の中から選出
- 展示／市役所ロビー(平成27年2月)、市内金融機関4支店ロビー(平成27年3月～)ほか予定
- 応募先／〒617-8665 向日市 産業振興課 商工観光係内「第18回向日市観光写真コンテスト」係
- 主催／向日市、向日市観光協会



▲第17回コンテスト向日市長賞作品「桜花」

☎産業振興課 商工観光係(内線845)
HP <http://www.muko-kankou.jp/> (向日市観光協会ホームページ)

ライトダウンキャンペーンにご協力を

環境省では、国民の一人一人が日頃いかに照明を使っているかを実感することで、日常生活の中で節電と温暖化対策に取り組んでいただくために、6月21日(土)～7月7日(月)の間「ライトダウンキャンペーン」を実施します。
キャンペーン期間中は、不必要な照明の積極的な消灯にご協力ください。
なお、6月21日(土)の「夏至ライトダウン」と7月7日(月)の「七夕(クールアース・デー)」については、午後8時～10時までの2時間程度、消灯にご協力をお願いします。
☎環境政策課(内線234)

介護者支援金の支給

65歳以上で「要介護3・要介護4・要介護5」の高齢者を在宅で介護している方に、年額3万円を支給します。
●対象者／次の要件をいずれも満たす方
①7月1日現在、高齢者、介護者とも向日市に住所を有する方
②介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者を在宅で介護している主たる介護者
※ただし、次の場合は対象になりません。
○7月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに入所している場合
○7月1日時点で要介護高齢者が病院または介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所している場合
○7月1日以前の3か月間において、要介護高齢者が在宅介護を受けた期間が20日に満たない場合
●申請期間／7月1日(火)～15日(火)(土・日曜日を除く)
●必要なもの／振込口座のわかるもの、介護保険の被保険者証
※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です。
●支給予定日／8月29日(金)
☎高齢介護課 高齢者支援係(内線345)

平成26年度の介護保険料(65歳以上の方)

平成26年度の介護保険料は、下表の設定をもとに決定します。保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。今年度65歳になる方は、下表の各年額保険料を65歳になった月から今年度3月までの月数で計算し、保険料の決定通知書は65歳になった月の翌月にお送りします。

平成26年度介護保険料額一覧表

段階	保険料率	年額	対象者
第1段階	基準額×0.45	27,960円	○老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ○生活保護の受給者
第2段階	基準額×0.55	34,170円	本人と世帯全員が住民税非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円以下の方
第3段階	基準額×0.65	40,390円	本人と世帯全員が住民税非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円超 120万円以下の方
第4段階	基準額×0.70	43,490円	本人と世帯全員が住民税非課税で、第2、3段階に該当しない方 ※本人が住民税未申告の方を含みます。
第5段階	基準額×0.90	55,920円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円以下の方
第6段階	基準額	62,130円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円超の方 ※本人が住民税未申告の方を含みます。
第7段階	基準額×1.15	71,450円	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方
第8段階	基準額×1.25	77,660円	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円超 200万円未満の方
第9段階	基準額×1.55	96,300円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方
第10段階	基準額×1.80	111,830円	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上 600万円未満の方
第11段階	基準額×2.10	130,470円	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上 800万円未満の方
第12段階	基準額×2.40	149,100円	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の方

※年額保険料は基準月額(5,177円)を基に計算し、端数については10円未満を切り上げています。

☎高齢介護課 介護保険係(内線323)

考えよう「人権」

⑤女性と人権

男女平等の理念を掲げた日本国憲法のもと、女性に対する差別や不平等を解消するさまざまな取り組みが進められてきました。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法など、男女平等や女性の地位の向上のための法律が整備され、それに向けたさまざまな動きがあります。
しかし、日常生活においては、いまだに女性が、女性であるというだけで不利益な扱いを受けたり、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、まだまだ根強く残っています。また、雇用や地域活動の分野においては、意思決定にかかわる地位に女性が就任することが受け入れられていない風潮が残っています。
その結果、現実には女性の雇用環境、地域活動での活躍の場、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、さまざまな問題が存在しています。
こうしたことは、いうまでもなく女性の人権と基本的自由を侵害しています。今後、男女が社会の対等な構成員として、男女平等の社会を築いていくためには、一人一人の人権を尊重しつつ、職場、家庭、地域などあらゆる分野で、互いの意欲と能力を発揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことが大切です。
☎市民参画課(内線276)

平成26年度の国民健康保険料

平成26年度の国民健康保険料は次のとおり決定しました。納付額は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納入決定通知書でお知らせします。なお、国保に加入する40～64歳の方がおられる世帯は、医療分と後期高齢者支援分に介護分を合わせた保険料をお支払いいただくことになります。

国民健康保険料

【医療分】		【後期高齢者支援分】		【介護分】	
①所得割	6.7%	①所得割	2.1%	①所得割	2.0%
②均等割	24,840円	②均等割	8,280円	②均等割	8,990円
③平等割	18,470円	③平等割	6,160円	③平等割	5,130円
賦課限度額	51万円	賦課限度額	16万円	賦課限度額	14万円

1年間の保険料＝医療分(①+②+③)＋後期高齢者支援分(①+②+③)＋介護分(①+②+③)

- 所得割＝前年中の所得から算定 均等割＝被保険者1人につき 平等割＝1世帯につき
- 保険料が賦課限度額を超えるときは、それぞれの賦課限度額の合計額が1年間の保険料になります。

■保険料率

医療分・後期高齢者支援分・介護分の保険料率については、医療費の増加や介護保険の納付金の増額が見込まれ、厳しい財政状況下にはありますが、平成25年度と同じ保険料率に決定しました。なお、本年度の賦課限度額につきましては、医療分51万円(昨年度と同じ)、後期高齢者支援分16万円(昨年度14万円)、介護分14万円(昨年度12万円)となります。

■保険料軽減措置の対象世帯の拡大

総所得額金額が一定以下の世帯には均等割・平等割について軽減措置があります。平成26年度から5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されました。なお、被保険者でない世帯主の所得や特定同一世帯所属者の所得も判定に含みます。該当する世帯には、軽減後の金額で決定通知書をお送りします。

軽減割合	軽減基準所得	
	改定前	改定後
5割軽減	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 24万5,000円 × (世帯主以外の被保険者数 + 世帯主以外の特定同一世帯所属者)	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 24万5,000円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)
2割軽減	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

※「被保険者数」は、賦課期日現在(4月1日)における人数で判定し、年度途中における被保険者数の増減は考慮しません。ただし、賦課期日後に新規加入された世帯は加入された時点で判定します。

■国民健康保険料の減免制度

災害などにより生活が著しく困難となられた方で次に該当する方は、保険料が減免されます(納期限の7日前までに申請が必要です)。

- ①前年の総所得金額200万円(配偶者または扶養親族1人につき30万円を加算した金額)未満の方で、失業などにより本年の所得見込額が、昨年に比べて著しく減少された方
- ②寡ふまたは障がいのある方などで、前年の総所得金額が180万円以下の方
- ③2級以上の身体障害者手帳、恩給法戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方

■特別徴収から普通徴収へ変更できます

保険料が年金から特別徴収(天引き)となる一方で、次の基準をいずれも満たす場合は、申請により口座振替でのお支払いが可能となります。徴収方法の変更には、申請が必要となります。

- ①これまで保険料に滞納や未納がない方
 - ②口座振替による納付をされている方
- ※ただし、変更時期については、申請後、数か月かかりますので、ご了承ください。

■非自発的失業者の国民健康保険料軽減制度

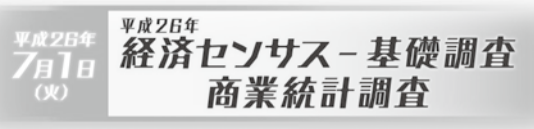
「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」や「雇止めなどによる離職(特定理由離職者)」をした非自発的失業者の方で雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受けている方は、国民健康保険料が軽減されます。ただし、高年齢受給資格者または特例受給資格者の方は対象となりません。軽減を受けるには、雇用保険受給資格者証と印鑑をお持ちの上、届出(申請)を行ってください(以前から国民健康保険に加入の方で非自発的失業者となった場合も対象となります)。

■後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険料が減額されます

- 国民健康保険に加入している世帯で、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯別平等割額が半額になります。また、その後3年間は、4分の1を減額します。
- 社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の方が新たに国民健康保険に、加入することになった場合は申請により減免が受けられます。ただし7割・5割軽減世帯については、適用されません。

☎医療保険課 賦課収納係(内線325、326)

広告



総務省と経済産業省は、7月1日(火)に、「平成26年経済センサス - 基礎調査」と「平成26年商業統計調査」を一体的に実施します。

全国のすべての事業所と企業が対象になります。皆様の調査へのご理解、ご回答をよろしくお願いいたします。

6月下旬から調査員がお伺いします。調査票は6月末日までにお届けしますので、7月1日以降に提出をお願いします。

※調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。

総務省・経済産業省・京都府・向日市
☎総務課(内線289)

事前登録型本人通知制度

この制度は、向日市に住民登録や本籍のある人が事前に登録しておくことで、代理人または第三者に住民票の写しなどが交付されたときに、その事実を通知するものです。

※証明書を第三者に交付できないようにする制度ではありません。

●登録できる方/○向日市に住民登録をしている方またはされていた方

○向日市に戸籍がある方またはあった方

●通知対象となる証明書/住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書、戸籍の附票の写し ※除票や除籍を含む。

●通知対象となる請求

- ①本人の代理人(委任状による)からの請求
- ②本人以外の第三者からの請求

●通知対象とならない請求

- ①登録した本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- ②登録した本人、同一戸籍に記載されている人、配偶者、直系尊属・卑属からの戸籍関係証明の請求
- ③国・地方公共団体からの公用請求
- ④裁判、訴訟、紛争処理手続きなど代理業務を理由とした請求

●通知の内容/証明書の交付年月日、交付証明書の種別と枚数、交付請求者の種別(代理人または第三者) ※請求者の氏名や住所は通知しません。

●登録期間/無期限(登録の廃止届があった場合や登録者が死亡した場合などは、登録が抹消されます)

●登録手続きに必要なもの/登録申請書(市ホームページからダウンロードできます)、本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カードなど)。法定代理人の場合は、その資格を証明する書類、法定代理人以外の場合は委任状、認印

●登録受付/市民課(内線213)へ。

広告

「こころ」と「からだ」の変化をふり返ってみましょう

～生活機能チェックのご案内～

生活機能チェックとは、年を重ねることで生じる、心と体の変化やそれに伴う生活の変化を自分自身でふり返ることができるものです。

「最近、よくつまづくようになった」「食欲が低下した」などちょっとした体や生活の変化はありませんか。「こころ」と「からだ」の生活機能チェックに答えて、自分に合った生活を考えてみませんか。

- 対象／3月31日現在65歳以上の方(介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く)
- 内容／生活機能チェック(日常生活動作や運動機能などの25項目の質問表)に答え、医師の診察や血液検査、心電図検査などが必要かどうかを判断します(無料)。
- 実施方法／6月上旬に案内している「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表に必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で高齢介護課へ返送してください。
- ※「こころ」と「からだ」に変化がみられる方は、健康教室(介護予防事業)の案内をします。健康教室(介護予防事業)の参加を希望された方には、「生活機能検査受診票兼結果通知書」を郵送します。実施医療機関で心電図などの生活機能検査を受けてください(無料)。
- 実施期間／「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表を12月末ごろまでに返送してください。生活機能検査の実施期間は7月1日(火)から平成27年2月28日(土)までです。

☎高齢介護課(内線345)



まちの話題

梅雨に備えて 向日市消防団水防訓練



向日市消防団は5月18日、市役所駐車場で、市内で初めての水防訓練を行いました。向日消防署、市役所の職員も含め、約100人が参加しました。

昨年の台風18号では、4戸の床上浸水、102戸の床下浸水がありました。訓練は、梅雨の時期に備えて、迅速に河川の氾濫に対処するため実施されました。

土のうで頑丈な堤防を造るには、1袋に入れる砂の量を一定にしたり、積みあげるときに口の向きをそろえたりと、細かなコツがあり、向日消防職員の指導を受けながら、全員が真剣に取り組みました。

Koyoイージー アベック優勝を報告



5月17、18の両日に開催された京都府南部ブロックミニバスケットボール春季大会で、Koyoイージーバスケットボールクラブの男子チーム、女子チームがともに優勝を果たしました。5月29日、市役所を訪れ、成果を報告しました。

選手たちは「みんなで優勝できて、とてもうれしかった」と喜びを語り、一人ずつ「フェイクパスが得意」「ロングシュートが好き」と自分の得意な技を生き生きと発表しました。久嶋市長は「得意なことや好きなことに磨きをかければ、もっとバスケが楽しくなると思うので頑張ってください」と激励し、お祝いにスポーツドリンクとチーム名入りのバスケットボールを贈呈しました。

福祉医療・重障老人健康管理事業 受給者証・対象者証を更新

現在、有効期限が7月31日(木)までの「福祉医療費受給者証(老・障・親)」「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」が8月に更新されます。引き続き受給資格のある方に対して、受給者証は7月下旬に、対象者証(シール)は後期高齢者医療被保険者証に同封して7月中旬にそれぞれお送りします。

更新作業は市が行いますので、現在受給中の方については更新手続き不要です。

■受給対象者■

以下の条件に該当する方が対象となり、自己負担を公費で助成します(老人医療については、1割または3割を自己負担)。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

○障がい者医療

満65歳未満の方または満65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

○ひとり親家庭医療

平成27年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までのひとり親家庭の児童とその親

○老人医療

- 満65歳以上70歳未満で
- ①一人暮らしの方 ②老人世帯の方
- ③所得税非課税世帯の方

※平成26年度中に70歳(昭和19年4月2日から昭和20年3月1日生まれ)になる方は、臨時特例措置によりこの制度の対象になります。

○重度心身障がい老人健康管理事業

満65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

■ご注意ください■

所得状況の不明な方、所得証明書が必要な方については、別途通知文書をお送りします。

所得状況などの確認ができない場合は、更新できませんのでご注意ください。

※前年度に所得基準額を超えていたなどで受給対象外となっておられた方も、対象になる場合があります。その場合、7月中旬に手続きをすると、8月1日(金)から対象になります。申請には、健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)などが必要です。ご確認の上、申請にお越しく下さい。

☎医療保険課 福祉医療係(内線334、342)

平成25年度 向日市民生児童委員の活動実績

民生児童委員は、地域の身近な相談者として、困ったり悩んでおられる方の相談に乗り、必要な情報をお伝えしたり、行政や関係機関との橋渡しをしています。

現在、向日市には、84人の民生児童委員(うち主任児童委員6人)が活動しています。地域ごとに担当の民生児童委員・主任児童委員が決まっていますので、相談や困りごとがありましたら、担当の民生児童委員へお気軽にご連絡ください。

□主な分野別支援件数

分野	高齢者	障がい者	子ども	その他	合計
支援件数	897	32	275	154	1,358

□主な活動件数

活動の種類	調査・実態把握	行事などへの参加協力	地域福祉活動	証明事務	要保護児童発見報告	訪問・連絡活動
活動件数	1,304	1,258	2,466	570	24	6,097

☎地域福祉課(内線346、FAX935-1346)

向日市地域公共交通会議を開催します

- 日時／6月24日(火)午後3時～
- 場所／市民会館
- 内容／委員の委嘱、会長・議長の選任など
- ※傍聴を希望される方は、会議開始10分前までに会場にお越しください。定員(10人)を超えた場合、抽選で傍聴者を決定します。
- ※傍聴者は会議での発言はできません。
- ☎防災安全課(内線249)

市の相談窓口をご利用ください



市は、市民の皆様の不安や悩みを解消するため、各種相談事業を実施しています。

このほど、平成25年度の相談状況を次のとおりまとめました。

また、市の各種相談窓口をご利用される場合、日程は広報むこう毎月1日号に掲載していますので、ご確認の上、お越しく下さい。

困りごと相談

市民の皆様のさまざまな困りごとについて、行政相談員、人権擁護委員、行政書士、司法書士、社会保険労務士、民生児童委員などが相談に応じています。

相談内容は、全147件のうち遺言書の作成や相続手続きなど、相続・登記についての相談が59件(40.1%)と最も多く、次いで、金銭・債務整理についての相談が15件(10.2%)、近隣問題についての相談が14件(9.5%)、扶養家族についての相談と福祉についての相談がいずれも13件(8.8%)、夫婦男女関係についての相談が7件(4.8%)、生活についての相談が2件(1.4%)など、内容は広範囲にわたっています。年齢別では、60歳以上の方の相談が約6割を占めました。

■困りごと相談ってどんなところ？■

毎月2回、福祉会館で相談窓口を開設しています。受付で相談内容を簡単にお聞きし、順番に相談員へおつなぎします。向日市民の方に限らず、どなたでも無料でご利用いただけます。

■相談はお気軽に■

人にはなかなか相談しにくいかもしれませんが、専門的なアドバイスを受けることが、解決の近道になることもあります。「どうしたらいいのかわからない」「どこに相談すればいいの」など、自分一人で思い悩まず、気軽にご相談ください。

寄せられた相談の事例

Aさん：一人暮らしです。高齢になってきて、これから先の生活や財産管理が心配です。相続のことや成年後見制度について詳しく知りたいです。



司法書士がアドバイスを行いました。相続に必要な書類や手続きの方法を説明。成年後見制度も制度の全般や申立方法、法テラスなどの支援機関を紹介しました。

女性のための相談

家族との関係、夫婦問題、家事・育児・介護の悩みなどについて、女性のカウンセラーが問題の整理や解決のお手伝いをしています。

相談内容は、全57件のうち夫婦関係が23件(41.0%)と最も多く、続いて親子・家庭関係が前年度より増加して12件(21.0%)、精神的な悩みによるこころの相談が11件(19.0%)、女性としての生き方の相談が7件(12.0%)でした。そのほか、人間関係3件(5.0%)、仕事1件(2.0%)などの相談もありました。

また、DV(配偶者など親密な関係あるパートナー間での暴力)を含む相談は25件、DVを除く家庭内暴力の相談は昨年より大幅に増加し、10件となっており、昨年同様、暴力に悩む相談が多くみられました。



無料法律相談

金銭の貸借、不動産の取引、相続、離婚など、あらゆる法律問題について、弁護士が相談に応じています。

相談内容は、全161件のうち遺産分割や法定相続人の範囲など、相続や贈与についての相談が48件(29.8%)と最も多く、土地・建物についての相談と金銭問題についての相談がいずれも28件(17.4%)、結婚・離婚についての相談が23件(14.3%)と続きました。年齢別では、60歳以上の方の相談が昨年度と同様に約6割を占めました。

寄せられた相談の事例

Bさん：隣家の建設工事が原因で、自分の土地の塀が壊れてしまいました。どのように対応すればよいでしょうか。



弁護士：現状回復の費用負担を工務店を通じて、相手側に請求してみてもどうでしょうか。応じない場合は訴訟の検討も必要であると思います。

●無料相談の内容の内訳 (全相談件数：161件)

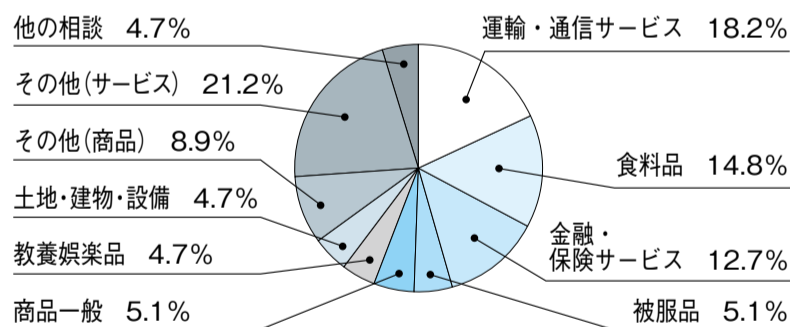
相続・贈与	48
土地・建物	28
金銭問題	28
結婚・離婚	23
損害賠償	12
親族・戸籍	7
労働問題	2
その他	13
合計	161

消費生活相談

悪質商法や多重債務を含む借金問題、通信販売、訪問販売などの契約にかかわるトラブルなど消費生活についての相談です。

相談件数は、前年度と比べて12件増加しました。相談内容では、運輸・通信サービス(アダルトサイト、出会い系サイトからの利用料請求など)についての相談が43件(18.2%)と最多です。次に多いのは食料品(注文した覚えのない健康食品などの請求)で35件(14.8%)となっています。続いて、金融・保険サービス(多重債務、キャッシングなど)についての相談が30件(12.7%)、被服品、商品一般(身に覚えのない請求メールなど)がそれぞれ12件(5.1%)ずつとなっています。

●消費生活相談の内容の内訳 (全相談件数：236件)



市で行っている主な相談

相談窓口	悩み・相談したいこと	日時	場所	お問い合わせ
困りごと相談	家庭の心配ごと、生活問題、近隣トラブル、行政に対する苦情など	毎月第2・第4火曜日、午前9時15分～正午(受付は午前11時30分まで) ※ただし8月は第4火曜日、12月は第2火曜日のみ実施。祝日の場合は変更	福祉会館	秘書広報課 (内線 295)
無料法律相談 (予約制・1人30分)	金銭の貸借、土地・建物の紛争、相続や離婚問題、そのほか法律に関すること	毎月第1・第2・第3月曜日、午前9時～11時30分	市民相談室 (市役所本館1階)	秘書広報課 (内線 295)
消費生活相談	悪質商法、多重債務を含む借金問題、通信・訪問販売のトラブルなど	毎週月・水曜日、午前9時～正午、午後1時～4時 毎週火・木・金曜日、午後1時～4時	相談室1 (市役所本館1階)	専用電話(防災安全課) ☎ 931 - 8168
年金相談	年金の加入・受給の手続きについて、保険料の納付方法	毎週木曜日、午前10時～正午、午後1時～4時	市民相談室 (市役所本館1階)	市民課 年金係 (内線 246)
女性のための相談 (予約制・1人50分)	DV相談。家庭との関係、家事・育児の悩みなど女性のさまざまな悩みの相談	毎月第2・第4水曜日、午後1時10分～4時	受付時にお知らせします。	専用電話(市民参画課) ☎ 931 - 1144
心の健康相談 (事前予約優先)	精神保健福祉士による心の健康の相談	毎週火曜日、午後1時～5時	向日市役所内	障がい者支援課 (内線 324)
障がい者のための相談	身体・知的障がい者相談員による生活の困り事についての相談	偶数月の第3月曜日、午後1時～3時	市民相談室 (市役所本館1階)	障がい者支援課 (内線 324)
家庭児童相談	子どもや家庭に関する問題や悩みについての相談	毎週月～金曜日、午前9時～午後4時	家庭児童相談室 (保健センター2階)	家庭児童相談室 ☎ 933 - 1199

FAX番号:9222-6587

市長への手紙用紙

これは、市民の皆様から市政に関するご意見やご提言などをお聞かせいただき、住みよい向日市をつくるための手紙用紙です。ご意見やご提言などがありましたら、この用紙を使って、左の封筒またはFAXで、お気軽にお寄せください。

住所			
氏名	電話番号		
職業	性別	年齢	

使 用 不 可

6117000

氏名	
住所	

〔差出人〕

忘れずにお書きください

6178790

向日市寺戸町中野二〇

向日市長行

(秘書広報課扱い)

料金受取人払郵便

向日町局 承認 承 29

差出有効期間
平成27年3月
31日まで

【切手不要】



市長への手紙

↑やま折り線

のりしろ部分

↑やま折り線 のりしろ部分

破線部分を切り取り、のり付けすれば、封筒ができます。

※この用紙に書ききれない場合は、一般の便箋または他の用紙でも結構です。

↑ せりとり線



市長への手紙 皆様の声をお寄せください

開かれた市政を進めるために、手紙・電子メール・ファクスが市長へ直接届く「市長への手紙」事業を行っています。市民の皆様から、お寄せいただいたご意見やご提言を、これからの市の施策に反映させるために行う事業です。皆様の市政に対する率直なご意見やご提言をお寄せください。
なお、お寄せいただいたご意見などは広報むこうや市ホームページで公開いたします。

■合計99件のご意見・ご提言が寄せられました

平成25年度は、「市長への手紙」に79人の方から99件のご意見やご提言をいただきました。項目別にみると、道路・安全対策に関する内容が12件と最も多く、次いで教育に関するご意見が9件ありました。

意見・提言件数

手紙	メール	ファクス	市民ポスト	合計
49	25	8	17	99

※平成24年度の意見・提言件数は141件でした。

項目別件数

項目	件数	項目	件数
道路・安全対策	12	防犯・防災	3
教育	9	市内交通	3
環境	8	図書館	3
施設利用	6	公園	2
高齢者福祉	4	JR向日町駅	1
行政サービス	4	保健	1
ごみ収集	4	商工業	1
職員	3	その他	35
		合計	99

■ホームページに公開しています

これまでに皆様から寄せられたご意見は、個人が特定されるものなどを除き、市の回答とともに市ホームページに公開しています。

お問い合わせ 秘書広報課(内線295、FAX922 - 6587)

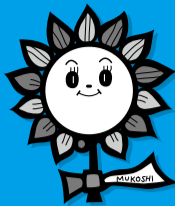
■意見送付方法

- 手紙／本紙6ページの封筒用紙を切り抜き、のり付けし、手紙用紙に必要事項を記入の上、投函してください(郵便料金は必要ありません)。封筒用紙はコピーして使用できませんのでご注意ください。
※平成27年3月31日(火)までに送付してください。
- 電子メール／市ホームページ「市長室」の「市長への手紙」からお送りください。
- ファクス／本紙6ページの手紙用紙に必要事項を記入の上、市役所(FAX922 - 6587)へお送りください。
- 市民ポスト／市役所情報公開コーナー(市役所本館1階)、図書館、市民会館に市民ポストを設置しています。
本紙6ページの手紙用紙か、市民ポスト備え付けの用紙に必要事項を記入の上、投函してください。



「市長への手紙」にご意見やご提言をお寄せいただいた皆様には、市長から直接回答をお送りしていますので、手紙用紙には氏名、住所、連絡先を必ずご記入ください。
また、内容によっては、回答に時間を要することがあります。

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育のサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931 - 1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
 - 向日市役所へのファクスはFAX922 - 6587、郵便物は「〒617 - 8665 向日市役所」、電子メールはinfo@city.muko.lg.jpにお送りください。
※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)宛てかをお書きください。
 - 参加費などの記載がないものは、無料でご参加いただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

■図書

図書館の催し

■おはなしひろば



絵本によるおはなし、手遊びなどを親子、お友達と一緒に楽しみください。当日、自由にご参加いただけます。

●日時／6月21日(土) 午前11時～

■第17回 図書館リサイクルデー

保存年限の過ぎた雑誌などを市民の方に無料でお譲りします。申込み不要。

品物がなくなり次第終了します。

●日時／6月26日(木) 午前10時～午後3時

●対象／向日市在住・在勤・在学の方

●対象資料／図書館の廃棄資料(主に平成22年度の月刊誌と廃棄の図書)

●制限冊数／1人10冊まで

※持ち帰り用の袋をお持ちください。

■大人の朗読会

午後のひととき、朗読の世界にひたってみませんか。当日、自由にご参加いただけます。

●日時／6月29日(日) 午後1時30分～3時

●内容

- 「じつは超能力妻だった 漱石の妻 夏目鏡子」 嵐山光三郎 作
- 「檸檬」 梶井基次郎 作
- 「コスモスの咲く庭」 江國香織 作
- 「さいごの舞子ちゃん」 白川淑 作
- 「狐の嫁入り」 池波正太郎 作

□いずれも□

●場所／図書館

☎図書館☎931 - 1181、FAX931 - 1081

■講座・教室

市民教養講座

童謡・唱歌の世界(第1回)

日本人の心に残る名曲として、童謡・唱歌があります。童謡・唱歌の歴史やそれぞれの由来をたどりながら、歌の表現力を高めます。歌の歴史・由来とともに、みんなで歌いましょう。

●日時／7月10日(木) 午後1時30分～3時30分

●場所／中央公民館

●講師／島袋章さん(音楽家、京都西山短期大学教授)、八木橋夏子さん(ピアノ伴奏)

●申込み／6月17日(火) から、直接または電話、ファクスで中央公民館(☎932 - 3166、FAX932 - 1552、月曜日と土曜日午後を除く午前9時～午後5時)へ。定員(80人)になり次第締め切り。

国民年金保険料には免除申請制度があります

国民年金保険料の納付が困難なときには、免除申請制度があります(ただし、本人、配偶者、世帯主の所得審査があります)。

平成26年度の申請受付は、7月1日(火)から始まります。保険料免除を希望される方は、年金手帳または納付書などの基礎年金番号がわかるものをお持ちの上、市民課 年金係で申請してください(代理申請は、認印が必要です)。

平成26年4月から年金制度が改正され、2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請が可能となりました。失業などにより、保険料の納付が経済的に困難になったものの、免除申請を忘れていたために未納期間がある方は、市役所 年金係または京都西年金事務所へご相談ください。

※前年度の所得が未申告の方は、必ず税務課で申告してください。

※平成25年1月以降に離職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※平成26年1月2日以降にほかの市区町村から転入された方(本人、配偶者、世帯主)は、前住地市区町村発行の平成26年度課税(または非課税)証明を添付してください。

審査の結果、部分免除(一部納付)となった場合、これを納付しないと、その期間の免除が無効(未納と同じ)となります。受給資格の期間算入がされず、将来、老齢年金や遺族年金、障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。

●免除の対象となる所得(収入)の目安

扶養人数	免除対象となる所得(収入)の目安 ※カッコ内は収入			
	全額免除	4分の3免除 (4分の1納付)	2分の1免除 (2分の1納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

お問い合わせ 市民課 年金係(内線216、246)、京都西年金事務所☎315 - 1829

シニア・女性のための 初めてのスマートフォン教室

- 日時/7月8日(火)
 - ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
- 場所/中央公民館
- 講師/ドコモショップ向日店の皆さん
- 対象/①②とも向日市在住のおおむね50歳以上または女性でスマートフォンを使ったことがない方15人
- 申込み/6月17日(火)から電話で、中央公民館(☎932 - 3166、月曜日と土曜日午後を除く午前9時～午後5時)へ。申込み時に参加希望時間(①または②)をお伝えください。各回定員になり次第締め切り。

ふしぎ発見!理科教室(第2回) 「センサーって何?」

- 日時/7月20日(日)午前10時～11時30分
- 場所/中央公民館
- 講師/柴田究さん(京都技術士会理科支援チーム)
- 対象/小学4～6年生30人
- 参加費/500円(材料費)
- 持ち物/筆記用具
- 申込み/7月9日(水)必着。往復はがきまたはファクスで、中央公民館(☎932 - 3166、FAX932 - 1552、〒617 - 0002 寺戸町中ノ段17 - 1)へ。応募多数の場合は抽選。
- 往復はがき

↓往信用(表) ↓返信用(裏)…何も書かないでください

617-0002 向日市中央公民館	向日市寺戸町中ノ段十七の一	①第2回理科教室 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号 ⑤学校名 ⑥学年
往信	返信 自宅の住所と氏名をお書きください	

↑返信用(表) ↑往信用(裏)

- ファクス 件名を「講座申込」とし、①第2回理科教室 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④返信用ファクス番号 ⑤緊急連絡用電話番号 ⑥学校名 ⑦学年をご記入ください。

夏休み子ども歴史教室「兜をつくろう！」

武士が身に着けていた兜をケンランという丈夫な紙で作ります。戦国時代の乙訓地域の様子や国衆、兜、鎧の変化について学びます。

- 日時/7月25日(金)、26日(土)いずれも午後1時30分～4時
- 場所/文化資料館
- 対象/向日市在住の小学4年生～中学3年生で両日参加できる方25人
- 参加費/500円
- 申込み/6月21日(土)午前10時から、直接、参加費を添えて文化資料館(☎931 - 1182、FAX931 - 1121)へ。定員になり次第締め切り。

京都市市町村職員厚生会講演会 「人生が変わる 言葉の力・書の力」

- 日時/7月25日(金)午後3時～4時30分
- 場所/リーガロイヤルホテル京都(京都市下京区)
- 講師/武田双雲さん(書道家)
- 申込み/6月17日(火)午前9時～27日(金)午後5時に京都市市町村職員厚生会のホームページからお申込みください。定員(100人)になり次第締め切り。
- ☎一般財団法人 京都市市町村職員厚生会 ☎411 - 0084、FAX411 - 0085
- HP <http://www.kyoto-koseikai.or.jp>

緑化園芸教室「さあ、お花を育てよう！ 夏の寄せ植えを作りましょう」

- 日時/7月12日(土)午後2時～4時
- 場所/市民会館
- 講師/福井万利子さん(英国王立園芸協会コンテナガーデニングマスター、ガーデンコーディネーター)
- 対象/向日市在住の方40人
- 参加費/1,000円(教材費)
- 主催/向日市民憲章推進協議会、公園住宅課
- 申込み/7月4日(金)必着。往復はがきに氏名、住所、年齢、電話番号、園芸教室や緑化に対する意見を記入の上、公園住宅課(内線267)へ。定員を超えたときは抽選。



向日市障がい者の日実行委員会 「こども料理体験教室」

- 日時/7月12日(土)午前10時～午後1時30分
- 場所/市民会館
- 講師/向日市食生活改善推進員
- 対象/次のいずれかに該当する方
 - ①向日市在住の心身障がい児(18歳まで)とその保護者など5組
 - ②①以外で向日市在住の児童(18歳まで)とその保護者など5組
- ※1組あたり3人分の材料をご用意します。
- 持ち物/上履き、エプロン、三角巾(またはバンダナなど)、手ふきタオル、筆記用具
- 申込み/6月16日(月)から直接または電話で、向日市障がい者の日実行委員会事務局(障がい者支援課、内線340)へ。定員になり次第締め切り。

第1回ふれあい料理教室

- 日時/7月10日(木)午前10時～午後1時
- 場所/市民会館
- 内容/調理実習、昼食交流、食生活講話
- 対象/向日市在住で65歳以上の方30人
- 参加費/300円(材料費、当日徴収)
- 持ち物/エプロン、三角巾、筆記用具、上履き
- 主催/向日市社会福祉協議会、向日市食生活改善推進員協議会
- 申込み/電話で、向日市社会福祉協議会 地域福祉係(☎932 - 1961、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

子育て

ふあみさぽ体験「ちょこっと列車」

- 「子どもを預けてみたいけど、ちょっと心配だな」と思われる方、センターで「ファミサポ」を体験してみませんか。
- 日時/7月4日(金)午前10時～正午
- 場所/保健センター
- 定員/5組
- 申込み/7月1日(火)までに電話で、ファミリーサポートセンター(☎932 - 7831)へ。
- ※事前に依頼会員登録が必要です。

子育てサポート「おひさま」

- 日時/7月5日(土)午前10時～正午
- 場所/あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)
- 内容/七夕の笹飾り作り
- 申込み/開催日1週間前までに、電話、ファクスで、あひるが丘保育園(☎921 - 0005、FAX921 - 0040)へ。



スポーツ

トレーニング講習会

- 日時/○7月3日(木)午前10時～11時
○7月9日(水)午後1時30分～2時30分
○7月15日(火)午前10時～11時
○7月21日(祝)午後1時30分～2時30分
- 場所/市民体育館
- 対象/18歳以上の方各日5人(21日のみ15人)
- 服装・持ち物/動ける服装、上靴
- 申込み/6月25日(水)午前10時から直接、市民体育館へ。定員になり次第締め切り。
- トレーニングアドバイスタイム□
- 日時/○7月3日(木)午前11時～正午
○7月9日(水)午後2時30分～3時30分
○7月15日(火)午前11時～正午
- 場所/市民体育館
- 対象/市民体育館のトレーニング室登録証をお持ちの方
- 服装・持ち物/動ける服装、上靴、登録証、トレーニング室使用料(300円)
- ☎公益財団法人 向日市スポーツ文化協会(市民体育館内) ☎932 - 5011、FAX934 - 1657

トレーニング1日体験会

- 日時/6月19日(木)午前10時～正午、午後2時～4時
- 場所/ゆめパレアむこう
- 参加費/1,000円
- 申込み/参加費を添えて、直接ゆめパレアむこう(☎934 - 7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員(各3人)になり次第締め切り。

ゆめパレアむこう 短期水泳教室

■5日間コース■

クラス	日程	定員
1期	7月25日(金)、26日(土)、28日(月)～30日(水)	60人
2期	8月1日(金)、2日(土)、4日(月)～6日(水)	60人
3期	8月8日(金)、9日(土)、11日(月)～13日(水)	50人
4期	8月15日(金)、16日(土)、18日(月)～20日(水)	50人

- ※時間はいずれも午後7時45分～9時
- 参加費/7,020円(現在教室に通っている方は6,480円)

■3日間初心者コース■

クラス	日程	定員
1期	7月28日(月)～30日(水)	8人
2期	8月4日(月)～6日(水)	8人
3期	8月11日(月)～13日(水)	8人
4期	8月18日(月)～20日(水)	8人

- ※時間はいずれも午後7時45分～9時
- 参加費/○1期～3期 3,240円
○4期 3,000円

■1か月体験コース■

- 7月と9月に1か月の体験コースを開催します。週に1回教室を体験できます。
- 時間/○Bクラス 午後2時45分～4時
○Cクラス 午後4時～5時15分
○Dクラス 午後5時15分～6時30分
- 定員/各クラス10人
- 参加費/6,480円
- いずれも□
- 場所/市民温水プール
- 申込み/参加費を添えて直接、ゆめパレアむこう(☎934 - 7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員になり次第締め切り。

健康美人ヨガ教室

- 日時／6月25日～9月10日の毎週水曜日(7月23日と8月13日を除く)の全10回、午後2時45分～4時15分
- 場所／ゆめパレアむこう
- 参加費／14,000円
- 申込み／直接または電話で、ゆめパレアむこう(☎934 - 7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員(10人)になり次第締め切り。

ジャイロキネシス

- 体が硬い方や高齢の方でも安心な、椅子に座ってのエクササイズです。
- 日時／①水曜日コース 7月2日から毎週水曜日の全10回、午後7時～8時10分
※1回のみ参加もできます。
 - ②金曜日コース 7月4日から毎週金曜日の全10回、午後2時～3時30分
 - 場所／ゆめパレアむこう
 - 参加費
①全10回13,500円、4回券6,400円、1回券2,000円
②10回14,000円
 - 申込み／直接または電話で、ゆめパレアむこう(☎934 - 7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員(①②とも12人)になり次第締め切り。

キッズダンス教室体験会

- 体験会を毎週開催しています。クラスで開催時間が異なります。詳しくはお問い合わせください。
- 開催曜日／毎週月・火・金・土曜日
 - 場所／ゆめパレアむこう
 - クラス／幼児、初心、中級、中高
 - 参加費／1,000円
 - 対象／3歳～高校生
 - 申込み／電話で、ゆめパレアむこう(☎934 - 7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。

■天文

天体観望会「惑星と春～夏の星座」

- 日時／7月12日(土)午後7時～9時(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)
- 場所／天文館
- 申込み／7月2日(水)までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(7月2日必着)。中学生以下の方は保護者同伴。1枚で5人まで記入可。定員(40人)を超えたときは抽選。

↓往信用(表) ↓返信用(裏)…何も書かないでください

617-0005 往信 向日市 南山82の1 向日市天文館 天体観望会係	〇〇〇-〇〇〇〇 返信 代表者住所・氏名 をお書きください	観望希望日 (7月12日) ・代表者住所氏名 ・代表者電話番号 ・全参加者 氏名・年齢 (※5人まで)
↑返信用(表)	↑往信用(裏)	

☎天文館☎935 - 3800、FAX935 - 4380

■そのほかの催し

向日町競輪場の「朝市」

- 「むこう愛菜市」出店の農家が、栽培した新鮮な野菜などを直売します。売り切れ次第終了。
- 日時／6月29日(日)午前10時～
 - 場所／向日町競輪場内 第1投票所前
 - 主催／向日町競輪場
 - 協力／向日市
- ※「むこう愛菜市」に出店していただける向日市の農家の方を募集しています。
- ☎産業振興課(内線844)

第35回 富士山・青少年国際交流キャンプ

- 日時／7月30日(水)～8月3日(日)4泊5日
 - 場所／山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター
 - 内容／富士登山、テント設営、野外炊飯 など
 - 対象／小学3年生～中学3年生
 - 定員／日本人80人、外国人20人
 - 参加費／小学生68,000円、中学生80,000円(京都駅発着の場合。出発地により異なる)
 - 申込み／7月4日(金)までに、公益財団法人 国際青少年研修協会へ。
- ※説明会を、6月21日(土)午後3時15分～4時15分に京都府中小企業会館で開催します。
- ☎公益財団法人 国際青少年研修協会
☎03 - 6417 - 9721、電子メールinfo@kskk.or.jp

サービス情報

■人材募集

地区プール監視員アルバイト募集

- 勤務日時／7月下旬～8月上旬(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時で3.5～6時間(学校により異なる)
 - 勤務場所／市内小学校のプール
 - 対象／高校生以上で泳げる健康な方15人程度(ただし、高校生は保護者の承諾書が必要)
 - 時間給／940円
 - 申込み／6月27日(金)までに、市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、直接、教育委員会 学校教育課(土・日曜日、正午～午後1時を除く午前9時～午後5時)へ。承諾書は窓口で配布します。また、市ホームページからダウンロードもできます。応募多数の場合は、書類審査の上、選考します。
- ※勤務期間前に、普通救命講習(7月23日に3時間程度)と学校との調整会議(1時間程度)があります。
- ☎学校教育課(内線813)

■福祉

「くらしの資金(夏期)」貸し付け

- 疾病や失業などで一時的にお金のやりくりにくかったり、緊急に資金を必要とする方のために、「くらしの資金」の貸し付け相談を受け付けます。
- 受付期間／7月1日(火)～14日(月)午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ※要予約
 - 貸付限度額／1世帯あたり10万円以内
 - 相談窓口／向日市社会福祉協議会 地域福祉係(☎932 - 1961)へ。

「福祉とボランティア」出前教室

- 市内の学校やPTA、自治会、事業所などが主催する福祉に関する学習会やイベントなどに講師を派遣します。講師は障がい当事者や社協ボランティアセンター登録者、市内の福祉関係者の方々です。
- 対象／向日市内の小・中学校、高等学校、PTA、子ども会、自治会、事業所など
 - プログラム(例)／障がい当事者との交流と講話、点字・手話・要約筆記、車椅子などの体験、セラピードッグ、そのほか福祉やボランティアに関すること。
 - 申込み／開催予定日から1か月前までに、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、直接またはファクスで、向日市社会福祉協議会 ボランティアセンター(☎932 - 1961、FAX933 - 4425)へ。ファクスでお申込みをされる方は電話で着信の確認をしてください。申込用紙は向日市社会福祉協議会で配布しています。また、ホームページ(<http://www.muko-shakyo.or.jp>)からダウンロードもできます。

市民の情報掲示板



市民の皆様などから寄せられた情報を掲載しています。参加費などの記載がないものは無料です。詳細は各問い合わせ先にお尋ねください。
※掲載については秘書広報課(内線240)へお問い合わせください。

スポーツ フレンドシップ協定連載 サンガ編

考える材料を提供し「創造力」を育む 池上コーチのスポーツ子育てコラム②

少年サッカーの試合で大きな点差がついた時、負けている監督やコーチを観察していると、こういう状況を見かけます。1失点目はどんどん指示を出して、まだまだ元気です。2失点目も「サイドが破られてるぞ！」など、具体的な指示が飛びます。3失点目になるとどうでしょう？「集中しろ！」「何やってんだ！」と漠然とした指示になってきます。そして4失点目以降は、ついに黙り込んでしまいます。そうなると、子どもたちはどうしたらいいかわからなくなってしまいます。それは、子どもたちが何をしたらいいか自分たちで考えられないから。そして、その原因をつくっているのは、指導者なのです。

■失敗の原因を探ろう■

指導者は「考えろ！」とか「がんばれ！」と言いますが、具体的にどうしたらいいかを教えていないことが多いようです。例えば、試合中に相手選手と一対一の局面になったとします。ゴールするためには、相手をかかわして自分でシュートを打つか、味方を使うかという選択肢があります。どちらを取るかはまず、顔を上げて自分の状況を見る必要があります。そこでもし自分の足の方が早いと判断すれば、相手をかかわすのもよいでしょう。また、周りにフリーの選手がいれば、それを使うためにパスするのもいいですね。いいチームならほかにもフリーの選手がいるかもしれません。そんな時はどちらの選手にパスを出すか、あるいはやはり自分で行くか。どれでもいいんです。指導者は、子どもが自分で判断するための材料を提供することが大切なのです。それが創造力のスタートになります。

また、試合中、ひとりの子がドリブルで抜こうとして失敗したとします。そんな時は「ほら、また取られた！パスしないからだろ！」ではなく、「取られ

た原因わかる？」と聞いてください。「フェイントがかからなかったから」という答えが返ってきたら、「やりたいことはこうでしょ？」と実際にやって手本を見せます。そのうえで「でもパスもあるよ」という選択肢も示し、さらには「それでも自分で行きたい時は左にパスするふりをすると、相手がつられて抜きやすくなるよ」ということも教えます。試合中はいろんな局面が生まれるので、創造力を育むにはピタリです。トレーニングは同じことを繰り返して正確にできるようにするためのもの。創造力を育むには、試合をたくさん経験させてあげましょう。創造力を育てるのは、小学生世代しかありません。

■料理でチャレンジ経験■

子どもの創造力を伸ばす何かを始めてみませんか？私は料理がよいと思います。その際、レシピは見せないでください。どんな食材を使うのか、どんな味付けをするかは子どもの感覚に任せましょう。料理は「味」で結果がハッキリ出ますから、うまくできれば「おいしいね」と一緒に喜ばばいいですし、うまくいかなければ、「どうしてこんな味になったのかな？」と子どもに考えさせてあげてください。そんなチャレンジを経験させてあげると、わが子がちょっと違って見えるかもしれませんよ。

(池上正・京都サンガF.C. サンガつながり隊コーチ)



消費生活トラブルにご用心



東京オリンピックに関連したもうけ話に注意

相談事例

知らない業者から電話があり、「オリンピック関連企業への投資パンフレットが全国で500人限定に送付されている。届いたら権利を譲ってほしい。パンフレット到着後に電話をくれたら東京オリンピックの入場券をプレゼントする」と言われた。数日後パンフレットが届いた。どうしたらよいか。

アドバイス

2020年開催の決定後、東京オリンピックに関連した、建物や土地の取得に関する契約、投資の契約の相談が増加傾向にあります。

- ・「購入出来るのはパンフレットを受け取った人だけなので、権利を譲ってほしい」
- ・「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」
- ・「現金は業者が用意するので名義だけ貸してほしい。お礼をする」
- ・「まだ発売されていない入場券の先行購入権利が当たった」

こうした勧誘の電話がかかってきたら、きっぱり断り、短時間で電話を切りましょう。

オリンピックに限らず、ニュースで話題となっている出来事をセールストークに絡めて、もうけ話の勧誘をしているケースが多く報告されていますので注意してください。

いったんお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。少しでも不安に感じた場合は、消費生活相談室までご相談ください。

お問い合わせ 京都サンガ F.C. ☎212 - 0635. FAX212 - 0628



「あそこを別れの場にしよう」とと菅公は心に決めた。百本余の桜が咲くその岡に、菅公はたまたみ、花びらが流れ散る都の方をじっと眺めて

心通う菅公さん お地藏さん

いた。その心中を察し、またその学才にあやかり子供に知恵をと、村人が千代桜天満宮を建てたと伝わる。昭和初期まで一帯は桜の名所と知られていたが、住宅開発の波で、今は小さな境内に「天神の桜」が



延喜1(901)年春、左遷され大宰府に行く途中、別れを惜しむ者、供の者とともに桂川を渡ると、はるか先の西ノ岡に桜花が見えた。

1本残るだけ。しかし、地元の手で守られ毎年11月、例祭が営まれる。住宅地を抜け西ノ岡への坂道を上れば「桓武天皇皇后陵」(伝高皇陵古墳)の森が見える。長岡

京を築いた桓武天皇の皇后乙牟漏の陵墓として宮内庁が管理する。街道に戻り南下すると、東側に多くの地藏尊。地元では「お地藏さん」と呼ぶ。写真上。60体以上はあろうか。「奉納」の前掛けをしたのもあり、子どもや孫の健やかな成長を願う心がかがえる。地元町内会が管理し年一回、法要をしている。すぐ南の「垣内天満宮」も地元農家組合がお世話している。花は絶えない。

菅公はたまたみ、花びらが流れ散る都の方をじっと眺めて

延喜1(901)年春、左遷され大宰府に行く途中、別れを惜しむ者、供の者とともに桂川を渡ると、はるか先の西ノ岡に桜花が見えた。

1本残るだけ。しかし、地元の手で守られ毎年11月、例祭が営まれる。住宅地を抜け西ノ岡への坂道を上れば「桓武天皇皇后陵」(伝高皇陵古墳)の森が見える。長岡



物集女街道③ Mozumekaido



お問い合わせ 防災安全課(内線235)

安全運転で 快適自転車ライフ ~自転車安全利用五則を守りましょう~

自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。

歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



このような標識がある歩道は、自転車も通行できます。その場合、自転車は歩道の車道寄りを徐行して通行します。



お問い合わせ 防災安全課(内線232)